

あわじ環境市民ファンドの創設

企画県民部ビジョン課
農政環境部温暖化対策課

1 趣旨

エネルギーと農を基盤に暮らしが持続する地域社会の実現を目指す「あわじ環境未来島構想」の一環として、淡路島において、再生可能エネルギーを生かした発電事業に市民が自ら出資して参画する仕組みをつくることにより、地域の再生可能資源の活用を促すとともに、地域の持続性を高める具体的な行動につなげる契機とする。

2 事業主体

事業主体となる S P C () (株式会社) を新たに設立する。

S P C : Special-Purpose Company (特別目的会社)

[出資者] 県、淡路島 3 市、地元企業等

[資本金] 900 万円(内訳) 県 : 300 万円、淡路島 3 市 : 300 万円(100 万円×3 市)
地元企業等 : 300 万円(淡路島くにうみ協会 100 万円他)

[その他] 法人名称、所在地、役員、事務局構成等の詳細については今後検討

3 事業内容(平成 24 年度)

当面、太陽光発電事業を推進。中長期的にはエネルギー自立に向けてバイオマス、風力その他の再生可能エネルギー活用事業の他、農水産業、観光等に対象を拡大することも検討。

当初想定している事業は次のとおり。

(1) 発電事業・・・S P C の直営で市民出資による発電事業を実施

大規模太陽光発電事業

- ・取組のシンボルとしてメガワット級の太陽光発電所を整備
(第 1 期事業として県有地等を活用して 1 箇所整備)

地域施設への太陽光発電設備導入

- ・地域の身近な公的施設に太陽光発電設備を導入し、再生可能エネルギーへの住民の関心を喚起(複数施設を束ねて一括整備)

(2) 投資事業・・・民間事業者が行う大規模太陽光発電事業への投資

- ・民間事業者が行う大規模太陽光発電事業の一部に市民出資で集めた資金を投資し、地域資源を活用して事業を行う民間事業者への市民参画を図る。

[想定される事業用地例] 太平洋セメント土取り地(洲本市)

津名東生産団地(淡路市)

4 募集する市民出資の概要(平成 24 年度)

(1) 規模

- ・事業内容に応じて、数億円を段階的に募集する。
一口金額、販売口数、予定利回り、契約期間等については今後検討

(2) 募集方法

- ・証券会社等の協力を得て淡路島内を中心に販売する。
淡路島内、島外県内、県外といった順での段階的な募集を検討

(3) 地域の金融機関との連携

- ・地域の金融機関との連携を検討する。
事業性や財務の健全性に対する評価の補完

市民出資分の一部出資引き受け 等

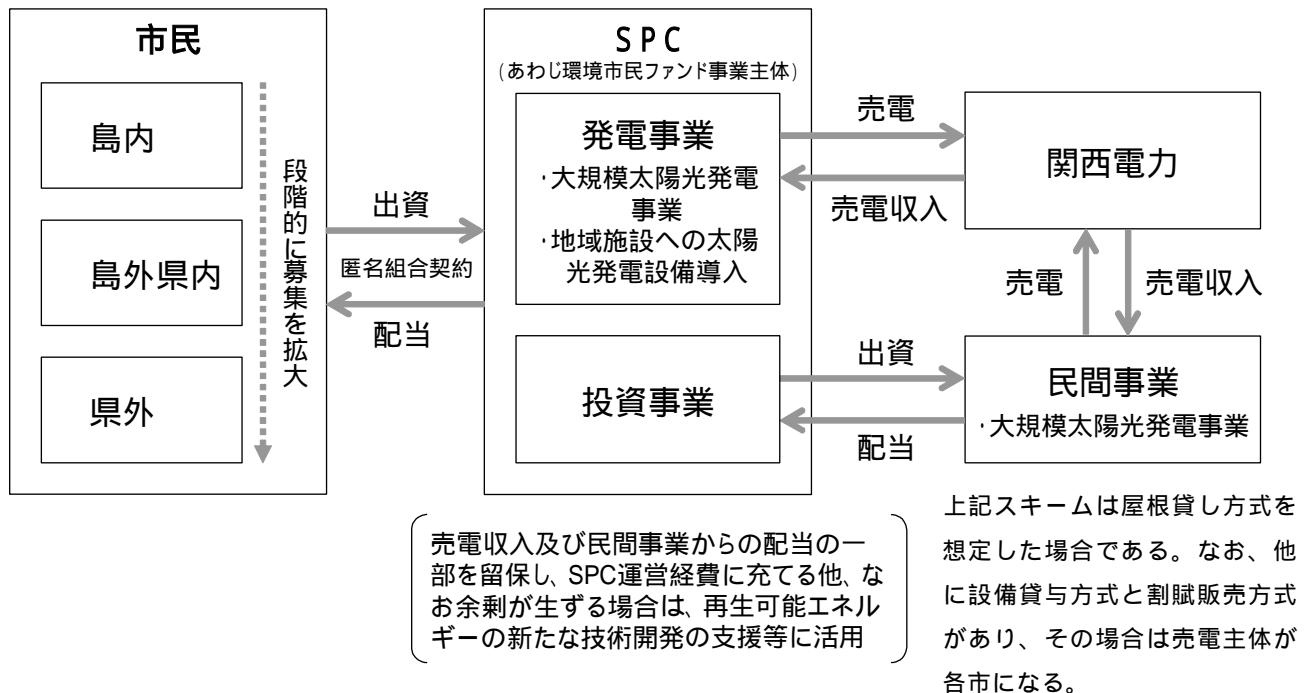
(4) 事業リスク

- ・太陽光発電等は全量固定価格買取制度の対象であり、制度上一定の収益性が確保されれば、出資者への配当ができなくなるリスクは小さい。
- ・但し、次のリスクについては、募集時に十分説明することが必要。

地震・津波（保険外）

発電事業者の損害を考慮しない買取制度の見直し・変更

5 事業スキーム



- ・地域の再生可能資源の活用を促すとともに、地域の持続性を高める具体的な行動につなげる契機とするため、住民向けの普及啓発の取組を展開

[想定される取組例]

わかりやすいPR資料の作成・配布

新聞折り込み等でのPRチラシの全戸配布

町内会等の回覧板での周知

島内の再生可能エネルギーの活用状況等を示すホームページの作成

きめ細かな説明会の開催

小学校または中学校単位等での住民説明会の開催

「環境立島淡路」島民会議の参加団体を集めた説明会の開催

花・緑フェアなど島内で開催される関連イベントでのブース設置 他

7 当面の予定

24年度	前半	SPC 設立、準備
	後半	募集、投資実行

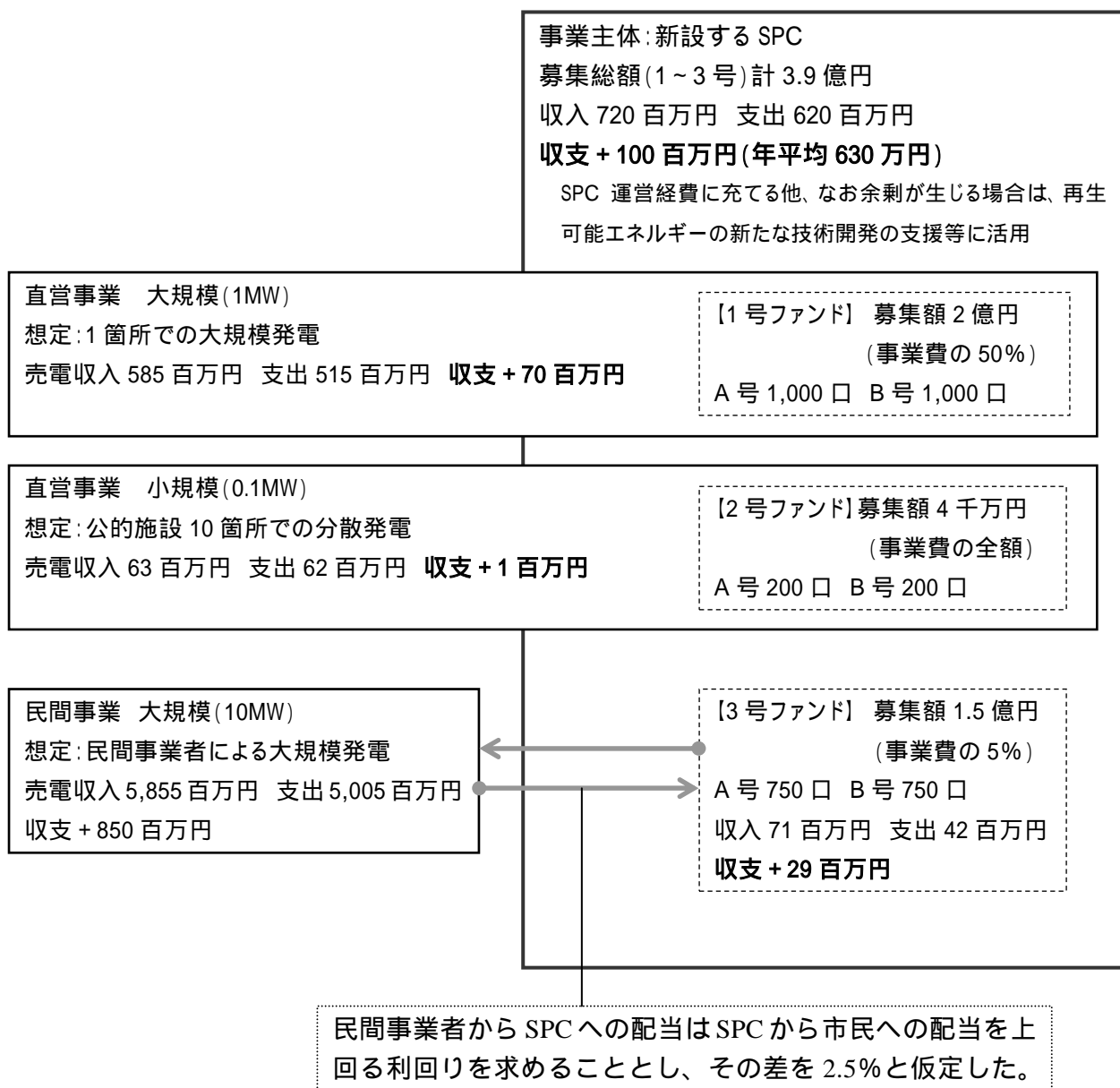
8 その他

- ・平成24年7月施行の再生可能エネルギー特別措置法に基づく全量固定価格買取制度の内容が判明次第、実施内容を改めて検討

【参考1】収支シミュレーション（15年間の試算）

< 主な前提条件 > あくまで仮定。

- ・全量固定価格買取制度
買取価格: 1MW 未満 38 円, 1MW 以上 35 円 買取期間: 15 年間
- ・実施する事業
 1. 発電事業 (SPC の直営事業): 大規模 (1MW)、小規模 (0.1MW)
 2. 投資事業 (民間事業への投資): 大規模 (10MW)
- ・太陽光発電施設の建設費
小規模: 40 万円/kW 大規模: 1MW 以上 5MW 未満: 35 万円/kW 5MW 以上: 30 万円/kW
- ・募集する市民出資 (イメージ)
[A 号] 10 万円 配当 1.0% 契約期間 10 年 [B 号] 10 万円 配当 1.5% 契約期間 15 年
* いずれも期間満了後全額を一括返還

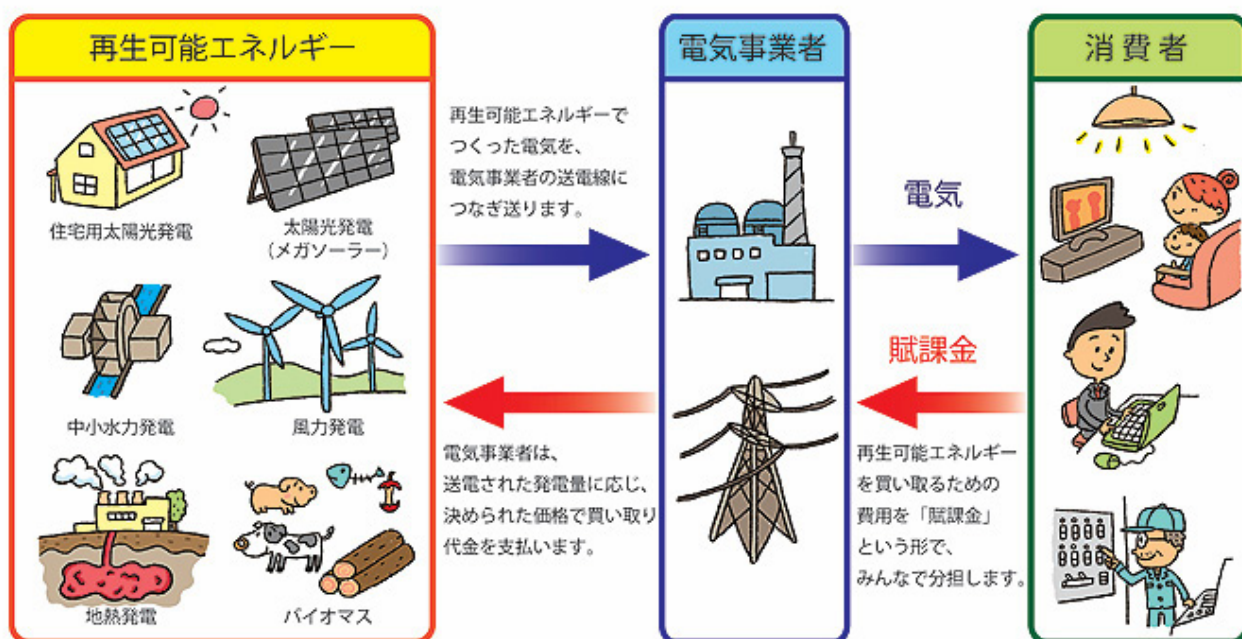


【参考2】全量固定価格買取制度の概要（政府広報オンラインより抜粋）

平成24年7月1日スタート！再生可能エネルギーの固定価格買取制度

電力を利用する私たち消費者も一緒に、設備投資に必要なコストを負担し、社会全体で再生可能エネルギーを普及・拡大させていくため、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」により、平成24年7月1日から「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」がスタートすることになりました。

再生可能エネルギーの固定価格買取制度は、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスによって発電した電力を、電気事業者へ、一定の期間・価格で買い取ることを義務づけるとともに、再生可能エネルギーを買い取る費用を、電気を利用する消費者がそれぞれ使用量に応じて、「賦課金」という形で電気料金の一部として負担するというものです。



住宅等での太陽光発電については、現在と同様に余剰電力の買い取りとなります。

風力については、小型の風力発電を含みます。

水力については、3万kW未満の中小水力発電を対象とします。

バイオマスについては、紙パルプなどの既存の用途に影響を及ぼさないバイオマスを使った発電を対象にします。

発電の設備や方法については、安定的かつ効率的に再生可能エネルギー源を用いて発電を行う設備であること等の点について経済産業大臣が認定します（認定を受けた設備を用いて供給される電気が買取対象となります）。

電気事業者が買い取る価格・期間については、再生可能エネルギー源の種類や設置形態、規模などに応じて、中立的な第三者委員会（調達価格等算定委員会）が公開の場で審議を行い、その意見をを受けて、経済産業大臣が告示することになっています。買取価格、買取期間は、原則として毎年見直した上で、告示されます。法の施行後3年間は、集中的な再生可能エネルギーの利用の拡大を図るため、再生可能エネルギーの供給者の利潤に特に配慮することとしています。

電気事業者が買い取った実績に基づき、費用負担調整機関において、消費者が負担する金額（賦課金の単価）が全国一律になるよう、調整を行います。電気の利用者は、賦課金単価に電気の使用量を乗じた金額を、電気料金の一部という形で負担することになります。なお、過重なものとならないよう配慮されます。